

第2号様式（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

令和〇年〇月〇日

（宛先） 沼津市長（沼津市教育委員会など）

（ふりがな） ヌヅ タロウ
氏名 沼津 太郎
住所又は居所
〒410-8601 沼津市御幸町16-1 Tel. 055（931）2500

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

（対象となる保有個人情報を特定できるように具体的に記載してください。）

沼津太郎の令和〇〇年〇月〇日付け公文書開示請求書
（など具体的に記入願います。）

2 求める開示の実施方法等

<実施の方法> 窓口における閲覧又は視聴 窓口における写しの交付等
 写しの送付（郵送）
 その他（ ）

<窓口における開示の実施希望日> 令和〇年〇月〇日以降

3 本人確認等

ア 開示請求者	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ (エ) 本人の電話番号 _____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

- (注) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 開示を受ける場合の開示の実施の方法について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
- 開示の実施方法等については、開示決定後に「保有個人情報開示実施方法等申出書（第15号様式）」により、別途申し出ることもできます。
- 3 郵送で保有個人情報の開示請求をする場合には、本人又は代理人本人であることを確認できる書類の写しに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。当該住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
- なお、個人番号カードの写しを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。
- また、被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 4 法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
- 5 任意代理人が開示請求をする場合には、委任状（第3号様式）その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
- ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（ただし、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。